

OECD:BEPS 行動計画の第一次提言

行動計画 15 多国間協定の導入についての提言

16 October 2014

In brief

2014年9月16日、OECDはBase Erosion and Profit Shifting (BEPS)に関する行動計画の第一次提言を発表し、多国間協定の導入(行動計画15)に係る報告書が発表されました。

OECDは、BEPSへの取り組み開始当初から、BEPS関連措置を短期間に導入する必要性を認識していました。現在、モデル租税条約に基づく租税条約は全世界で3,000を超えており、日本だけでも50を超えています。今後2015年12月末までを期限として開発されるOECDのBEPS関連措置(主に条約関連)をこれらすべての租税条約(主に二国間条約)に導入するために、個々に条約改定再交渉を行う場合、相当の年数を要すると思われる。したがって、OECDは、BEPS関連措置の導入を早めるよう、多国間協定の導入を提案しています。

In detail

1. 行動計画15:多国間協定の導入に関する提言の発表

すでに制定されている多国間協定の例としては、税務執行共助条約(日本では2013年10月1日発効)、北欧の多国間租税条約等があります。

北欧の多国間租税条約は、OECDモデル租税条約(もともとは多国間協定を想定)に基づいて、従前の二国間租税条約を統合したものです。

2014年9月16日に公表された報告書(二国間租税条約を変更するための多国間協定の開発(Developing a Multilateral Instrument to Modify Bilateral Tax Treaties))によれば、多国間の取り決めは望ましいとしており、税務および国際公法

の観点から、技術的に可能であると結論付けています。

本報告書によれば、BEPS関連措置以外は現行の二国間条約はそのまま生かし、BEPS関連の一定の合意事項につき、参加国間で従前の二国間条約を法的にオーバーライドする多国間協定を策定することを想定しています。

国際公法(条約法に関するウィーン条約)では、二国間条約と多国間協定の解釈にコンフリクトが生じた場合、後からできた条約(多国間協定)が優先するのが原則(同条第30条)ですが、透明性・明確化の観点から、両社の関係を明確に示す条項(compatibility clause/conflict clause)が必要になります。

本報告書の付属書類A - BEPS措置をすばやく導入するための多国間協定に関するツールボックス - の中で、他の国際公法における、二国間条約をオーバーライドする多国間協定の条文記載例を多く掲載しており、今後、BEPS関連措置の導入に当たり、多国間協定の立案者が参照できるものとなっています。この本報告書の付属書類A - BEPS措置をすばやく導入するための多国間協定に関するツールボックスは、OECD租税委員会の非公式の専門家グループの取り組み成果をとりまとめています。本専門家グループのメンバーは、国際税務・法律の専門家13名（英国、オランダ、フランス各2名、ギリシャ、スペイン、米国、日本、ドイツ、イタリア、南アフリカから各1名）であり、日本からは、増井良啓氏（東京大学大学院教授）が参加しています。本グループはこれまでBEPSの議論には参加しておらず、したがって、本ツールキットはあくまで参考であり、BEPS関連措置の導入のための多国間協定の開発を拘束するものではないとされています。

このような多国間の取り決めが現実的かどうかの各国間の議論は今のところ行われていません。過去の例からも、すべての参加国間で完全なコンセンサスを得ることは困難であり、柔軟性が必要になるとされています。

今後2015年12月末までを期限として開発されるOECDのBEPS関連措置（主に条約関連）には以下のような多国間の要素を持つものがあります。

- 多国間相互協議 (Multilateral MAP)
- 双方居住 (dual-residence) ストラクチャーへの対処
- ハイブリッド・ミスマッチ取り決めと関連する透明な事業体 (transparent entities) への対処
- 第三国の恒久的施設 (permanent establishment: PE) を含む三角状況 (triangular cases) への対処
- 条約濫用への対処

これらをすべての租税条約（主に二国間条約）に導入するため、個々に条約改定再交渉を行う場合、相当の年数を要すると思われます。したがって、OECDは、BEPS関連措置の導入を早めるよう多国間協定の導入を提案しており、多国間協定は、行動計画13の国別報告書交換のための基盤の提供や国内法の改正等、その他のBEPS関連事項へのコミットメントも示すことにも利用可能と思われます。

今後、他のBEPS行動計画の結果を踏まえ、2015年12月までに多国間協定が開発されることが予定されています。本報告書によれば、OECDとG20各国は、多国間協定交渉のための国際会議開催に向け、2015年1月にも指令案を検討する予定です。

BEPS行動計画の第一次提言の行動計画15については、以下OECDのホームページをご参照ください。

OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project 2014 Deliverable Action 15: Developing a Multilateral Instrument to Modify Bilateral Tax Treaties

(http://www.oecd-ilibrary.org/taxation/developing-a-multilateral-instrument-to-modify-bilateral-tax-treaties_9789264219250-en)

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

〒100-6015 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル15階

電話：03-5251-2400(代表)

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

高野 公人

03-5251-2698

kimihito.k.takano@jp.pwc.com

顧問

岡田 至康

03-5251-2670

yoshiyasu.okadas@jp.pwc.com

シニア マネージャー

村岡 欣潤

03-5251-2495

kinjun.k.muraoka@jp.pwc.com

ディレクター

鶴田 将吾

03-5251-2464

shougo.tsuruta@jp.pwc.com

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、PwCのメンバーファームです。公認会計士、税理士など約500人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwCは、世界157カ国におよぶグローバルネットワークに195,000人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスの提供を通じて、企業・団体や個人の価値創造を支援しています。詳細はwww.pwc.comをご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2014 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース 無断複写・転載を禁じます。

PwCとはメンバーファームである税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、またはPwCのネットワークを指しています。各メンバーファームは、別組織となっています。詳細はwww.pwc.com/structureをご覧ください。